

令和4年10月3日

令和3年度外国人技能実習機構業務統計 概要

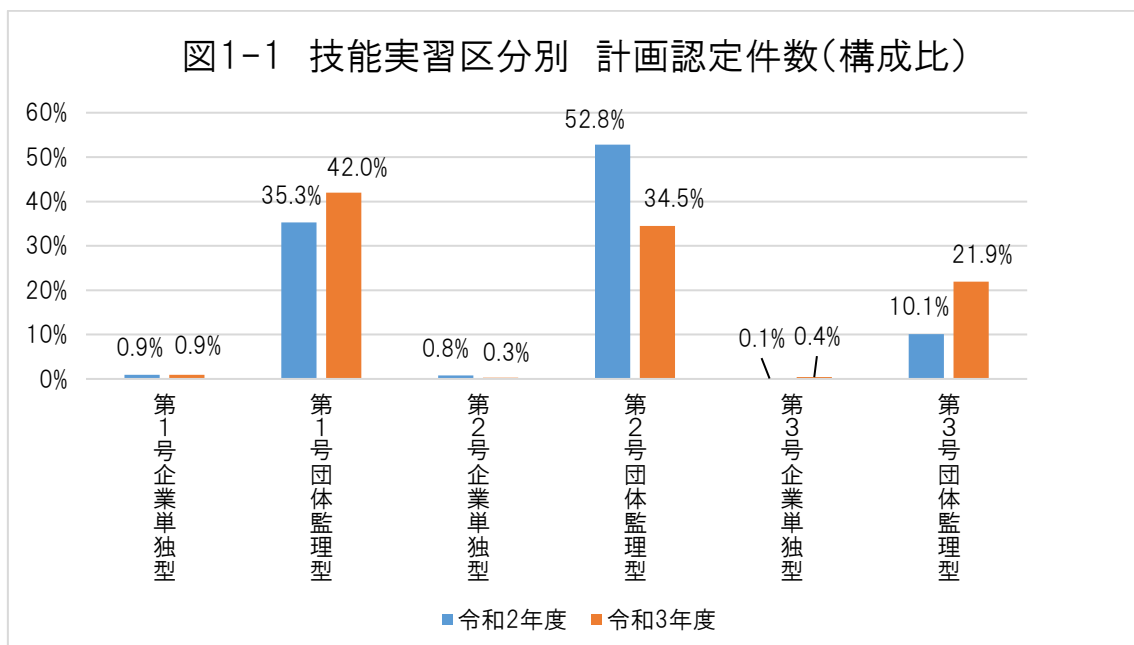
- ・ 本業務統計は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの外国人技能実習機構の業務の状況を集計したものである。
- ・ (1-1) 等の表記は関連する別添の業務統計個表の番号を指し、【図 1-1】【表 1-1】等は本概要に掲載している図又は表の番号を指している。

第1 技能実習計画の認定

1 技能実習区分別技能実習計画認定件数 (1-1) 【図 1-1】

令和3年度に認定を受けた技能実習計画件数は 171,387 件(令和2年度：256,408 件。以下、令和2年度の数値を () 内に記載。)であった。

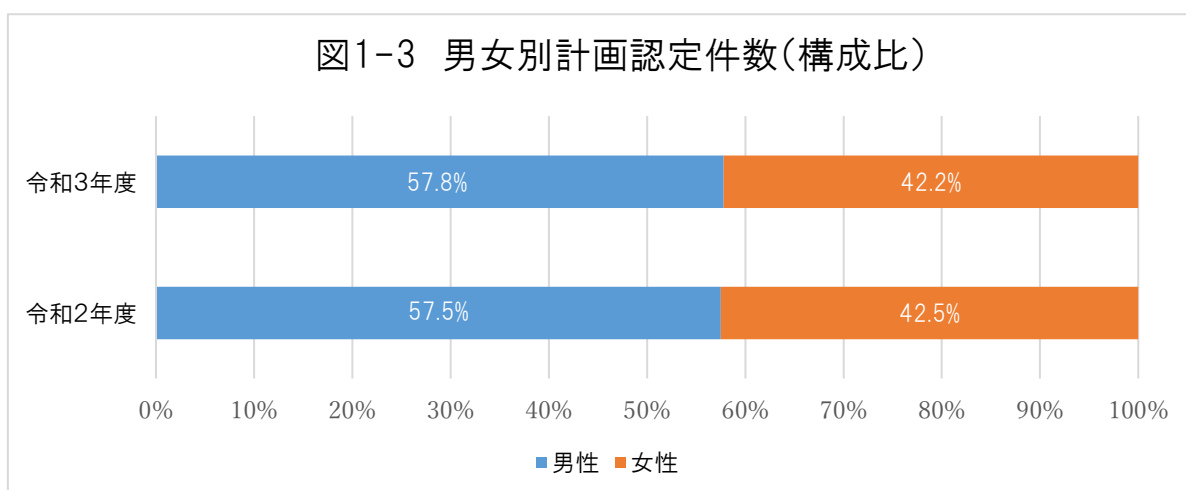
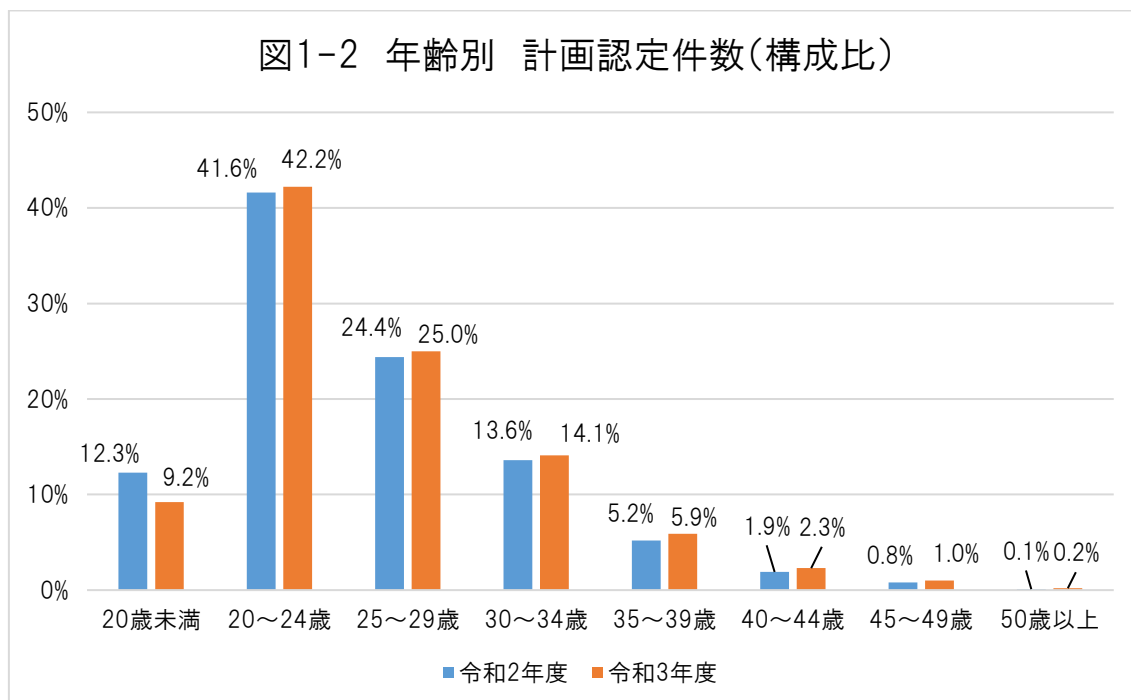
技能実習区分別にその構成をみると、最も多いのが第1号団体監理型技能実習で 42.0% (35.3%)、次いで第2号団体監理型技能実習で 34.5% (52.8%) となっている。



2 年齢・男女別技能実習計画認定件数（1-2）【図 1-2】【図 1-3】

技能実習生の年齢別（男女計）に構成をみると、20～24 歳の範囲が最も多く 42.2%（41.6%）、次いで 25～29 歳が 25.0%（24.4%）、30～34 歳が 14.1%（13.6%）となっている。

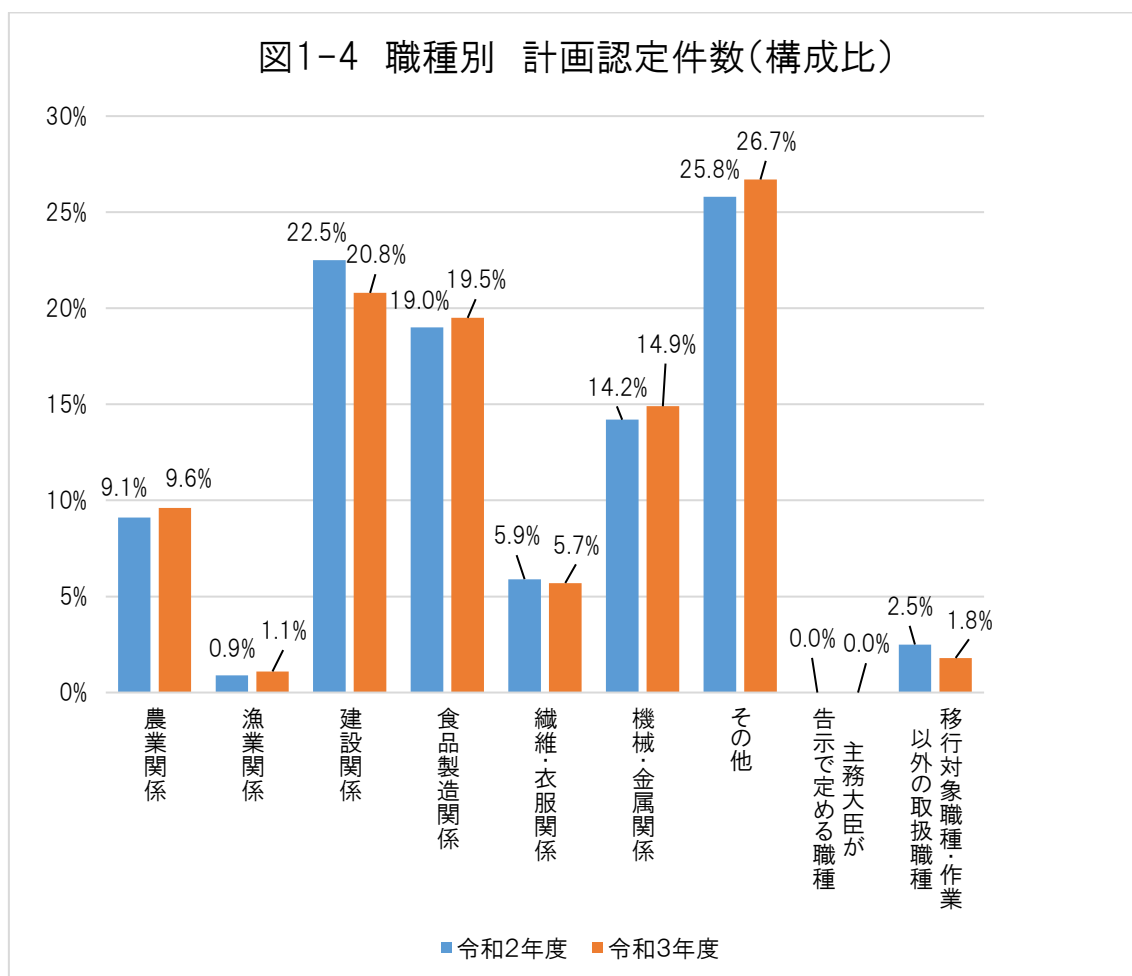
また、男女別では、男性が 57.8%（57.5%）、女性が 42.2%（42.5%）となっている。



3 職種別技能実習計画認定件数（1-4）【図 1-4】

職種別にみると、職種全体のうち、建設関係の職種が最も多く 20.8%（22.5%）、次いで食品製造関係の職種が 19.5%（19.0%）、機械・金属関係の職種が 14.9%（14.2%）となっている。

また、移行対象職種・作業以外の取扱職種による技能実習計画の認定を受けた件数の割合は、全体の 1.8%（2.5%）となっている。



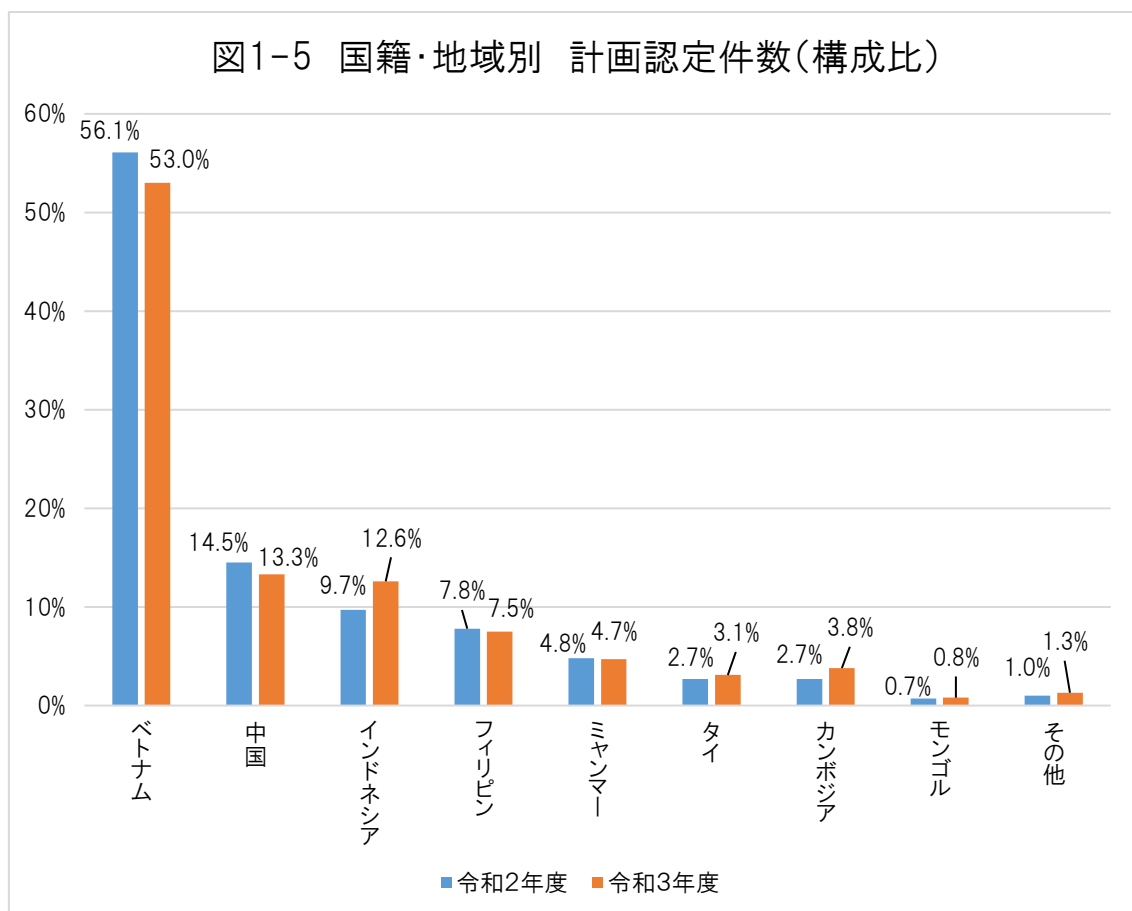
※ 1 その他の職種は、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、R P F 製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造である。以下同じ。

※ 2 主務大臣が告示で定める職種は、空港グランドハンドリングである。以下同じ。

※ 3 移行対象職種・作業以外の取扱職種は、第 2 号技能実習又は第 3 号技能実習を実施できない職種である。以下同じ。

4 国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-5）（1-6）【図 1-5】～【図 1-11】

技能実習生の国籍・地域別に構成をみると、ベトナムが 90,753 件（143,742 件）で 53.0%（56.1%）と全体の半分を占め、次いで中国の 22,879 件（37,208 件）で 13.3%（14.5%）、インドネシアの 21,651 件（24,922 件）で 12.6%（9.7%）となっている。



技能実習計画認定件数の多い上位3か国について、職種別の構成をみると、以下のような結果となっている。

図1-6 ベトナム

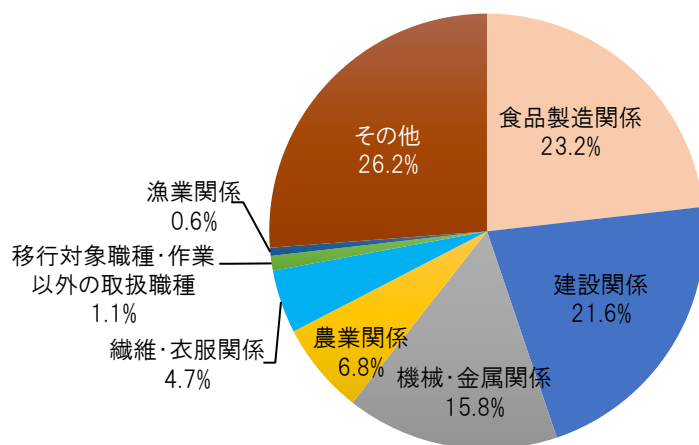


図1-7 中国

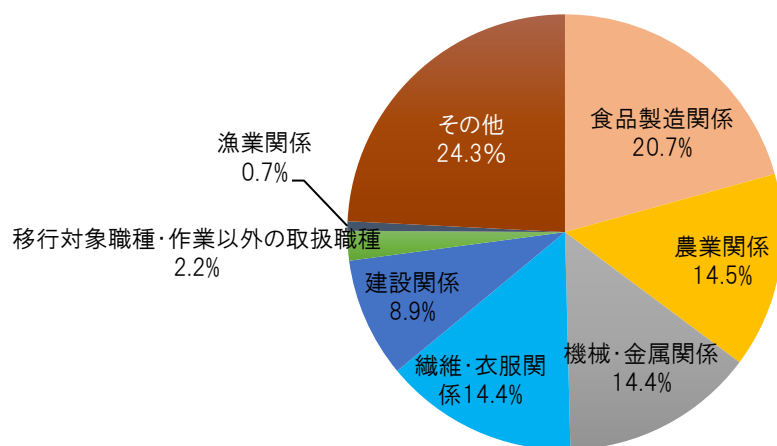
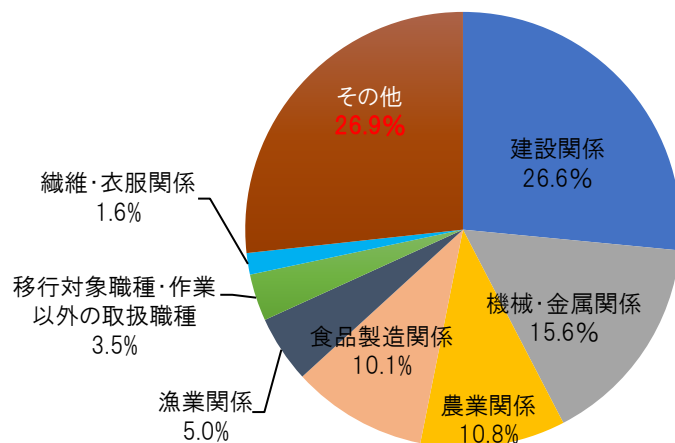


図1-8 インドネシア



技能実習計画認定件数の多い上位3職種について、国籍・地域別の構成をみると、以下のよう
な結果となっている。

図1-9 建設関係

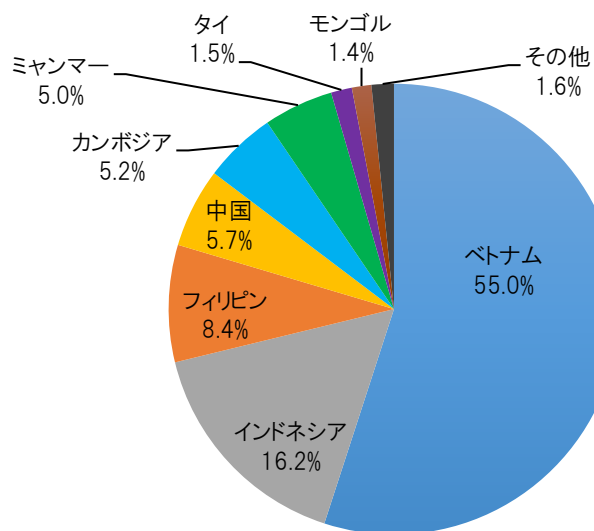


図1-10 食品製造関係

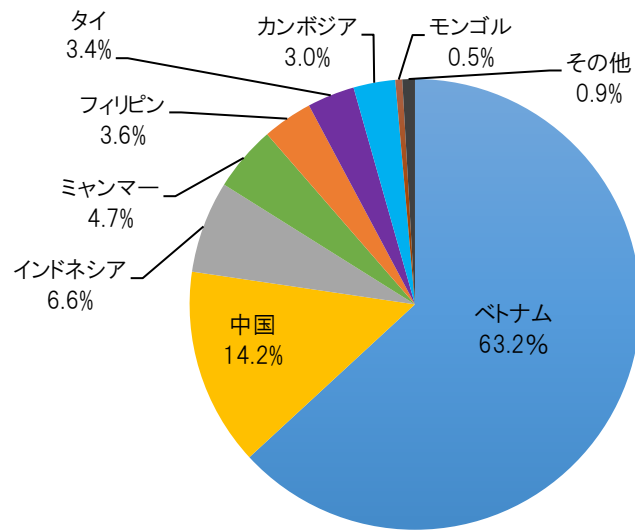
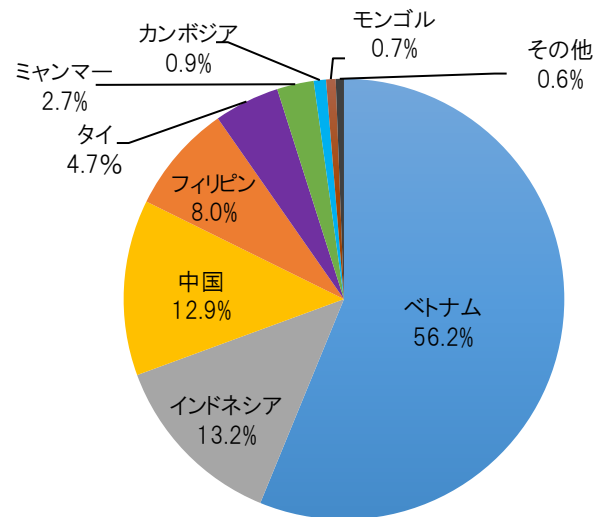


図1-11 機械・金属関係



5 都道府県別技能実習計画認定件数（1-7）【表 1-1】

認定を受けた技能実習計画を、技能実習が実施されている事業所の所在する都道府県別の構成でみると、愛知県が最も多く全体の 9.6%を占めている。

※ 技能実習を行わせる事業所が複数の都道府県にまたがる場合は、主な事業所の所在地で集計している。

表 1-1 令和 3 年度 都道府県別計画認定件数（構成比）

都道府県	構成比	都道府県	構成比	都道府県	構成比
北海道	3.5%	石川県	1.4%	岡山県	2.5%
青森県	0.7%	福井県	1.2%	広島県	3.5%
岩手県	0.8%	山梨県	0.7%	山口県	1.0%
宮城県	1.2%	長野県	1.7%	徳島県	0.7%
秋田県	0.3%	岐阜県	3.6%	香川県	1.5%
山形県	0.6%	静岡県	3.8%	愛媛県	1.7%
福島県	1.0%	愛知県	9.6%	高知県	0.6%
茨城県	4.8%	三重県	3.0%	福岡県	3.4%
栃木県	2.0%	滋賀県	1.5%	佐賀県	0.7%
群馬県	2.6%	京都府	1.4%	長崎県	0.7%
埼玉県	5.3%	大阪府	5.2%	熊本県	2.3%
千葉県	4.6%	兵庫県	3.6%	大分県	1.1%
東京都	3.7%	奈良県	0.8%	宮崎県	1.1%
神奈川県	3.8%	和歌山県	0.5%	鹿児島県	1.8%
新潟県	1.2%	鳥取県	0.4%	沖縄県	0.6%
富山県	1.8%	島根県	0.4%		

6 都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-8）【表 1-2】

職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位 5 都道府県）は、以下の
ような結果となっている。

表 1-2 令和 3 年度 都道府県別、職種別計画認定件数（構成比）

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
1 農 業 関 係	茨城県 21.1%	熊本県 10.8%	千葉県 6.9%	北海道 6.9%	鹿児島県 4.6%
2 漁 業 関 係	広島県 32.7%	北海道 7.9%	兵庫県 7.6%	岡山県 7.5%	千葉県 7.5%
3 建 設 関 係	東京都 9.5%	埼玉県 9.0%	愛知県 8.4%	神奈川県 7.5%	大阪府 7.1%
4 食 品 製 造 関 係	北海道 8.1%	埼玉県 6.0%	愛知県 5.3%	千葉県 5.2%	大阪府 4.5%
5 織 維・衣 服 関 係	岐阜県 9.7%	愛知県 6.9%	岡山県 6.5%	福井県 6.2%	愛媛県 4.8%
6 機 械・金 属 関 係	愛知県 14.8%	三重県 6.5%	大阪府 6.4%	岐阜県 6.3%	兵庫県 5.7%
7 その他	愛知県 12.7%	大阪府 6.2%	埼玉県 5.3%	岐阜県 4.7%	広島県 4.6%
8 移行対象職種・作業以外の取扱職種	愛知県 20.0%	長野県 8.0%	群馬県 5.3%	埼玉県 5.0%	滋賀県 4.8%

（注）主務大臣が告示で定める職種の、令和 3 年度における認定件数は 0 件である。以下の表において同じ。

7 都道府県別、国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-9）【表 1-3】

技能実習生の国籍・地域別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位 5 都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-3 令和 3 年度 都道府県別、国籍・地域別計画認定件数（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
ベトナム	愛知県 8.9%	大阪府 6.3%	埼玉県 5.1%	千葉県 4.3%	兵庫県 4.2%
中国	愛知県 11.0%	茨城県 7.5%	岐阜県 6.8%	埼玉県 5.4%	千葉県 5.0%
インドネシア	愛知県 7.8%	茨城県 7.1%	埼玉県 5.6%	静岡県 4.8%	神奈川県 4.7%
フィリピン	愛知県 12.6%	静岡県 6.5%	広島県 5.5%	埼玉県 5.0%	千葉県 4.6%
ミャンマー	愛知県 7.1%	福岡県 5.4%	埼玉県 5.1%	大阪府 4.9%	北海道 4.5%
タイ	愛知県 13.5%	茨城県 8.8%	千葉県 7.2%	埼玉県 6.9%	三重県 6.3%
カンボジア	愛知県 9.0%	熊本県 7.3%	茨城県 6.6%	岐阜県 5.9%	福岡県 3.8%
モンゴル	埼玉県 11.0%	神奈川県 10.5%	東京都 10.0%	愛知県 8.9%	北海道 7.7%
その他	愛知県 24.3%	埼玉県 9.5%	千葉県 6.4%	北海道 5.7%	新潟県 5.6%

8 国籍・地域別、都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-10-1）～（1-10-9）

【表 1-4】～【表 1-6】

技能実習計画認定件数の多い上位3か国（ベトナム、中国、インドネシア）について、職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-4 令和3年度 都道府県別、職種別計画認定件数（ベトナム）（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農業関係	茨城県 14.3%	熊本県 9.4%	北海道 8.6%	千葉県 7.1%	鹿児島県 5.4%
2 漁業関係	広島県 66.6%	岡山県 18.2%	北海道 7.5%	兵庫県 6.8%	熊本県 0.9%
3 建設関係	大阪府 9.0%	東京都 8.8%	埼玉県 8.7%	愛知県 7.5%	神奈川県 7.5%
4 食品製造関係	北海道 6.5%	埼玉県 5.6%	千葉県 4.9%	大阪府 4.7%	福岡県 4.4%
5 繊維・衣服関係	愛知県 7.4%	岡山県 7.1%	岐阜県 5.5%	福井県 5.3%	広島県 5.3%
6 機械・金属関係	愛知県 13.0%	大阪府 7.8%	兵庫県 7.7%	岐阜県 5.7%	三重県 5.3%
7 その他	愛知県 13.7%	大阪府 7.0%	岐阜県 4.7%	埼玉県 4.6%	静岡県 4.5%
8 移行対象職種・作業以外の取扱職種	福岡県 10.1%	長野県 8.5%	広島県 7.3%	滋賀県 7.1%	愛知県 5.7%

表 1-5 令和3年度 都道府県別、職種別計画認定件数（中国）（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農 業 関 係	茨城県 33.9%	北海道 9.5%	千葉県 7.7%	愛知県 6.9%	熊本県 6.1%
2 漁 業 関 係	広島県 59.2%	岡山県 16.6%	兵庫県 15.9%	北海道 4.5%	宮城県 3.8%
3 建 設 関 係	東京都 14.3%	千葉県 13.4%	埼玉県 13.3%	愛知県 11.5%	神奈川県 7.2%
4 食 品 製 造 関 係	北海道 14.8%	愛知県 8.6%	神奈川県 7.6%	静岡県 7.1%	大阪府 5.9%
5 織 維・衣 服 関 係	岐阜県 17.9%	岡山県 7.1%	愛知県 6.6%	愛媛県 5.8%	福井県 5.1%
6 機 械・金 属 関 係	愛知県 16.4%	三重県 9.1%	岐阜県 7.8%	静岡県 5.8%	大阪府 5.1%
7 その他	愛知県 15.5%	埼玉県 7.7%	大阪府 7.5%	岐阜県 7.2%	静岡県 5.0%
8 移行対象職種・作業以外の取扱職種	群馬県 23.5%	埼玉県 13.5%	神奈川県 5.9%	滋賀県 5.5%	広島県 5.5%

表 1-6 令和3年度 都道府県別、職種別計画認定件数（インドネシア）（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農 業 関 係	茨城県 34.5%	熊本県 7.4%	鹿児島県 6.5%	千葉県 6.3%	群馬県 5.7%
2 漁 業 関 係	千葉県 12.6%	宮崎県 10.5%	広島県 10.1%	北海道 8.5%	高知県 7.6%
3 建 設 関 係	東京都 10.1%	神奈川県 9.1%	埼玉県 8.4%	愛知県 7.0%	千葉県 5.3%
4 食 品 製 造 関 係	鹿児島県 9.4%	宮城県 7.3%	茨城県 6.1%	三重県 5.3%	香川県 5.1%
5 織 維・衣 服 関 係	福井県 14.4%	富山県 10.4%	岡山県 9.5%	愛媛県 9.5%	三重県 8.1%
6 機 械・金 属 関 係	愛知県 13.2%	静岡県 11.8%	三重県 6.0%	長野県 5.8%	岡山県 5.1%
7 その他	愛知県 9.6%	埼玉県 7.0%	茨城県 5.2%	広島県 5.2%	神奈川県 4.7%
8 移行対象職種・作業以外の取扱職種	長野県 12.3%	愛知県 10.4%	岡山県 9.1%	三重県 7.4%	滋賀・大分県 7.0%

第2 監理団体の許可

1 監理団体許可件数（2-1、2-3）

令和3年度に新たに許可を受けた監理団体は277件（434件）、有効期間更新許可を受けた監理団体は347件（414件）となっている。

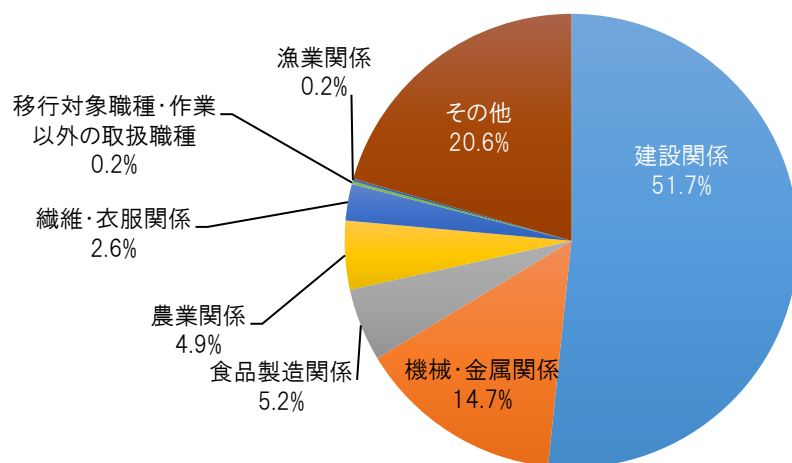
なお、監理団体の総数は3,505件で、そのうち一般監理事業1,781件、特定監理事業1,724件となっている（令和4年3月31日現在）。

※ 一般監理事業は第1号団体監理型技能実習から第3号団体監理型技能実習までのすべての技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業は第1号団体監理型技能実習及び第2号団体監理型技能実習の技能実習に係る監理事業を行うことができる。

2 職種別監理団体許可件数（2-4）【図2-1】

監理団体が許可を受ける際に申請する監理事業対象職種をみると、建設関係が950件（2,019件）で51.7%と最も多く、次いでその他が378件（584件）で20.6%、機械・金属関係が271件（391件）で14.7%となっている。

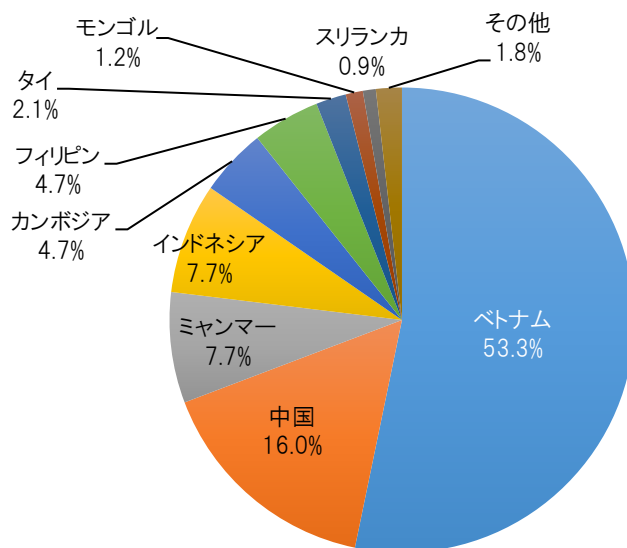
図2-1 職種別監理団体許可件数（構成比）



3 送出国・地域別監理団体許可件数（2-5）【図 2-2】

監理団体が許可を受ける際に申請する外国の送出機関を送出国・地域別にみると、ベトナムの180件（296件）が53.3%と最も多く、次いで中国が54件（67件）で16.0%、ミャンマー26件（47件）とインドネシア26件（28件）が7.7%となっている。

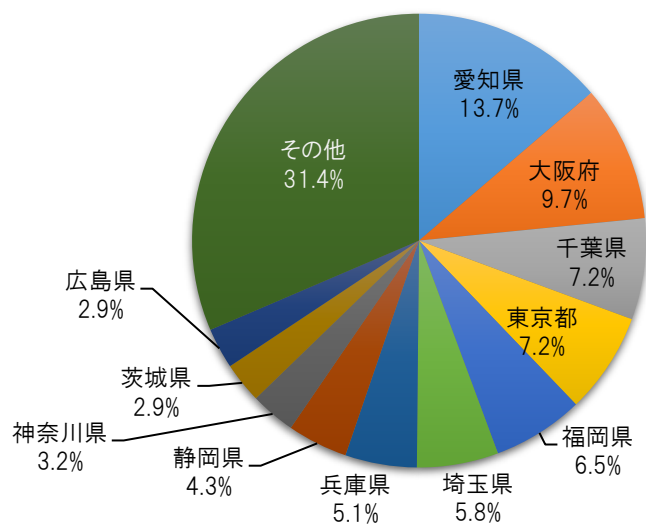
図2-2 送出国・地域別監理団体許可件数（構成比）



4 都道府県別監理団体許可件数（2-6）【図 2-3】

監理団体許可件数を法人の所在地の都道府県別にみると、愛知県が 38 件（54 件）で 13.7%と最も多く、次いで大阪府が 27 件（51 件）で 9.7%、千葉県 20 件（26 件）と東京都が 20 件（23 件）で 7.2%となっている。

図2-3 都道府県別監理団体許可件数(構成比)

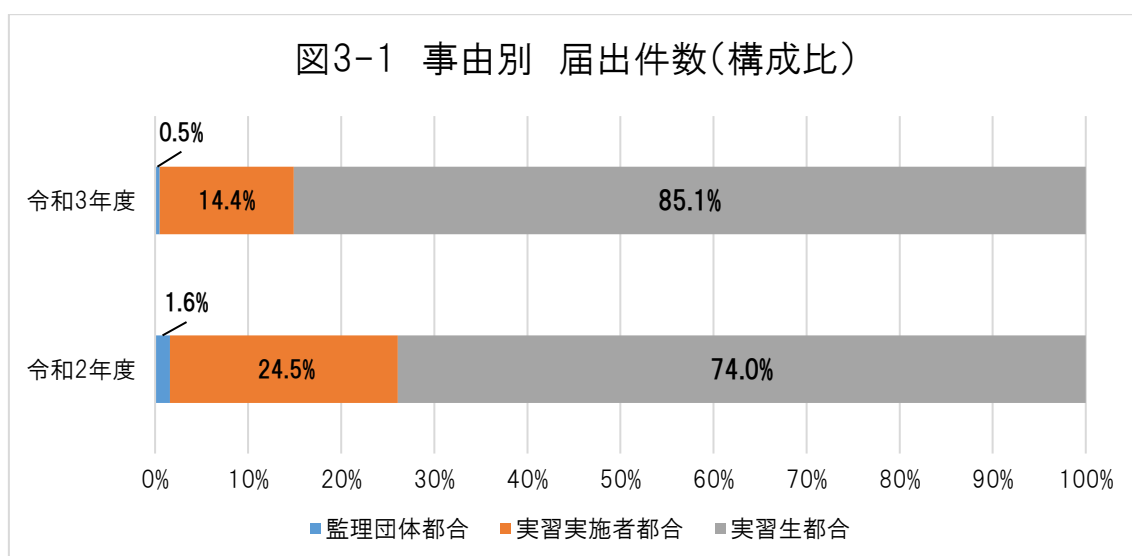


第3 技能実習実施困難時届出

1 受入形態別、事由別技能実習実施困難時届出件数（3-1）【図 3-1】

令和3年度に、認定を受けた技能実習計画どおりに技能実習を行うことができず、技能実習実施困難時届出があったのは 38,447 件（31,637 件）である。

届出の事由別にみると、実習生都合 85.1%、実習実施者都合 14.4%、監理団体都合 0.5% となっている。



第4 相談・援助

1 言語別、相談内容別母国語相談件数（4-1）及び言語別申告件数（4-2）【図 4-1】～【図 4-3】

令和3年度に母国語相談（技能実習生からの実習や生活上の相談を母国語で受け付けるもの）に寄せられた相談の件数は23,701件（13,353件）であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く14,460件（7,085件）で61.0%、次いで中国語の5,793件（3,988件）で24.4%となっている。

内容は、「管理に関すること」が3,967件（3,210件）、「賃金・時間外労働等の労働条件に関すること」が3,877件（2,291件）となっている。

また、令和3年度に申告（実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が技能実習法令等の規定に違反する事実がある場合において、技能実習生が、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することをいう。）がなされた件数は104件（82件）であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く58件（36件）で55.8%、次いで中国語が24件（18件）で23.1%、インドネシア語が9件（5件）で8.7%となっている。

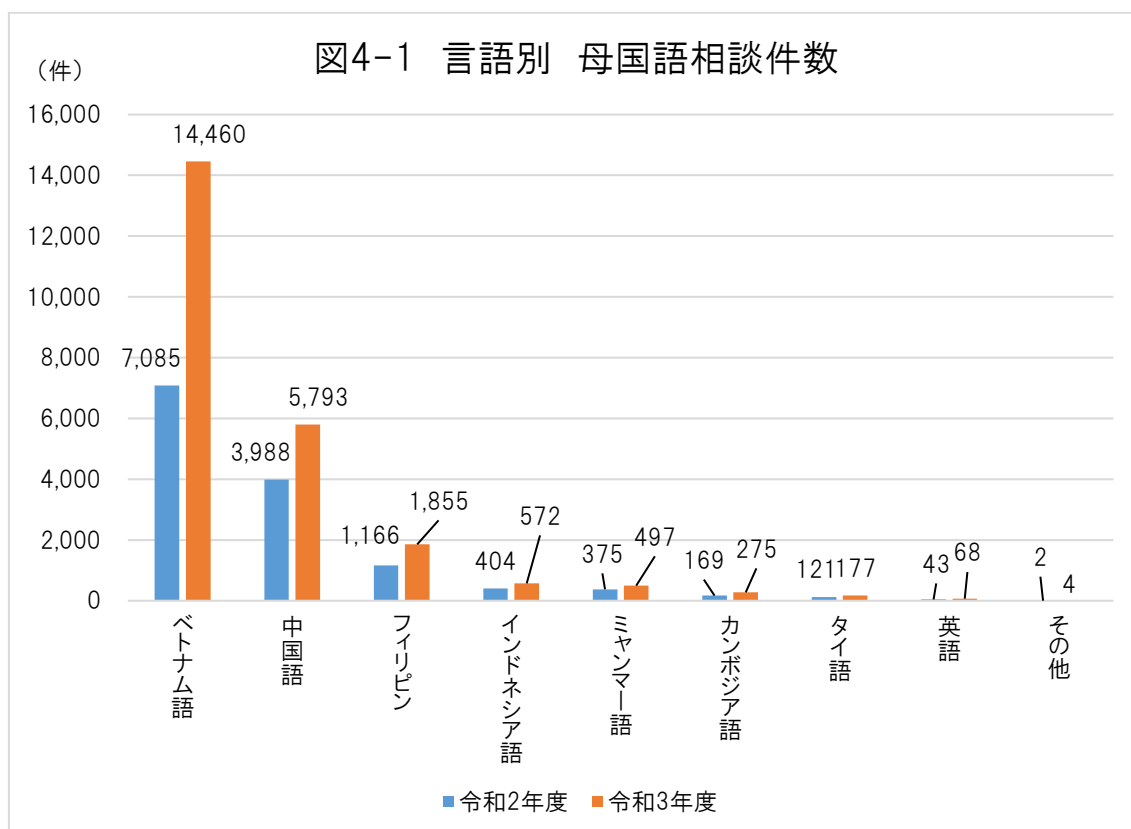


図4-2 言語別 母国語相談件数(構成比)

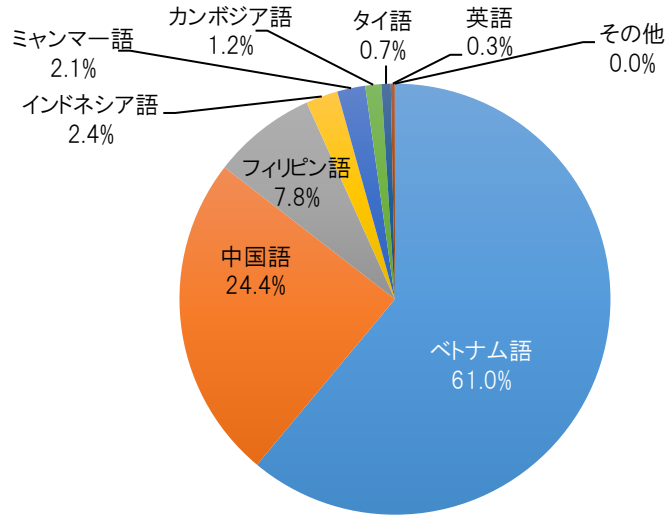
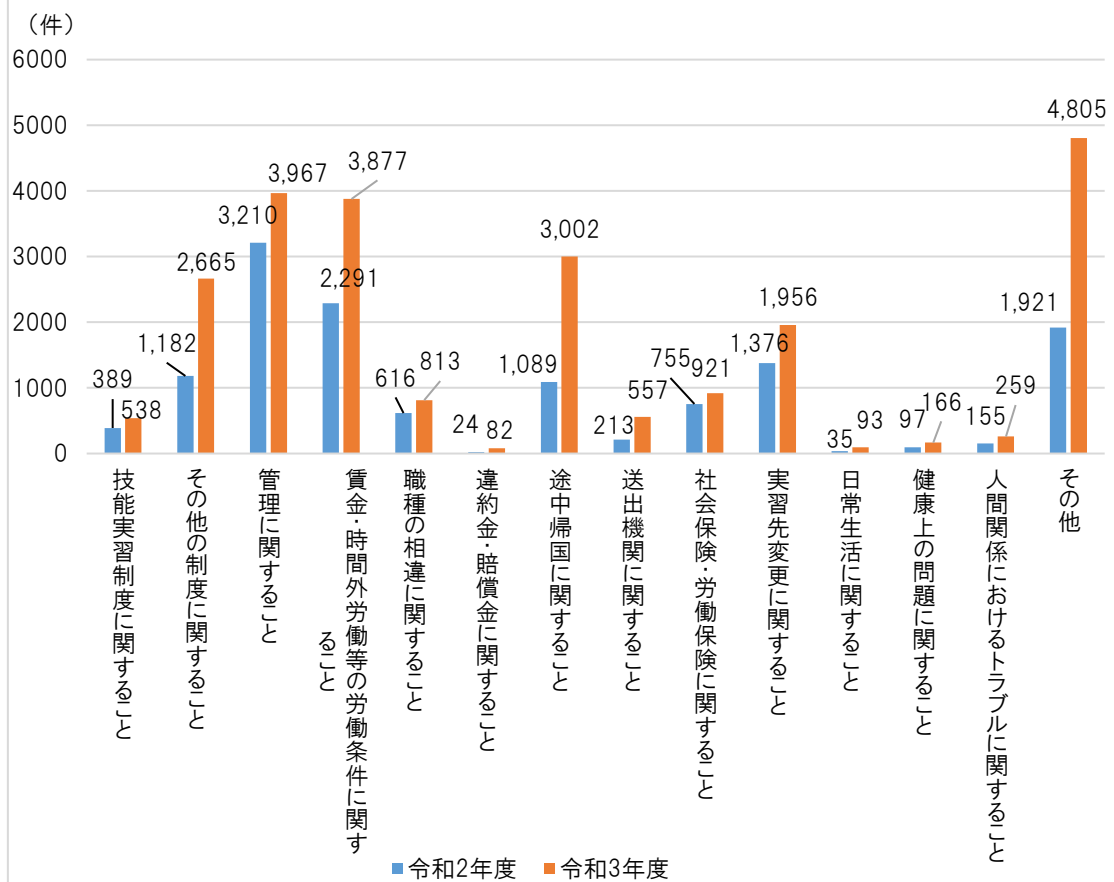


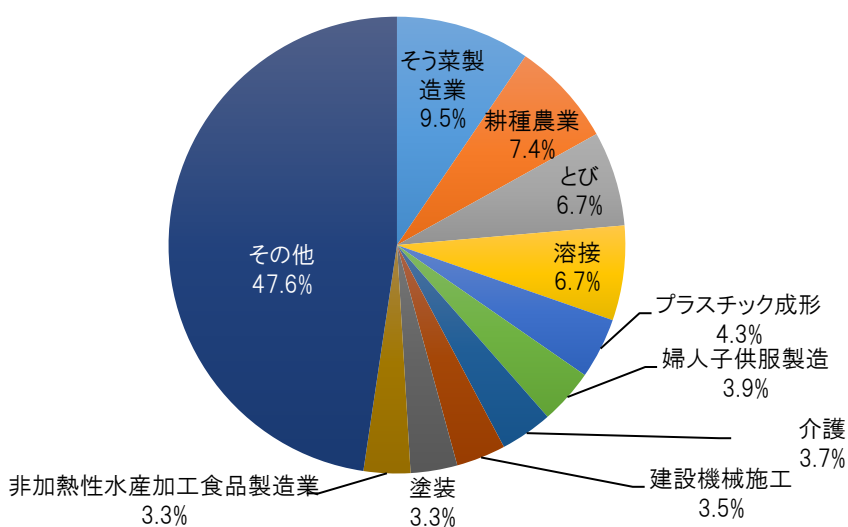
図4-3 相談内容別 母国語相談件数



2 職種別、級別受検手続支援件数（延べ人数）（4-4）【図 4-4】

技能実習生の受検手続支援（実習生が、技能検定等を適切に受検し、次の段階の技能実習に移行できるよう、試験機関等への申請の取次等を行うもの）について、令和3年度に支援を行った件数は191,558件（265,473件）となっており、職種別にみると、そう菜製造業が最も多く9.5%、次いで耕種農業が7.4%、とびが6.7%、溶接が6.7%となっている。

図4-4 職種別試験実施機関取次件数（構成比）

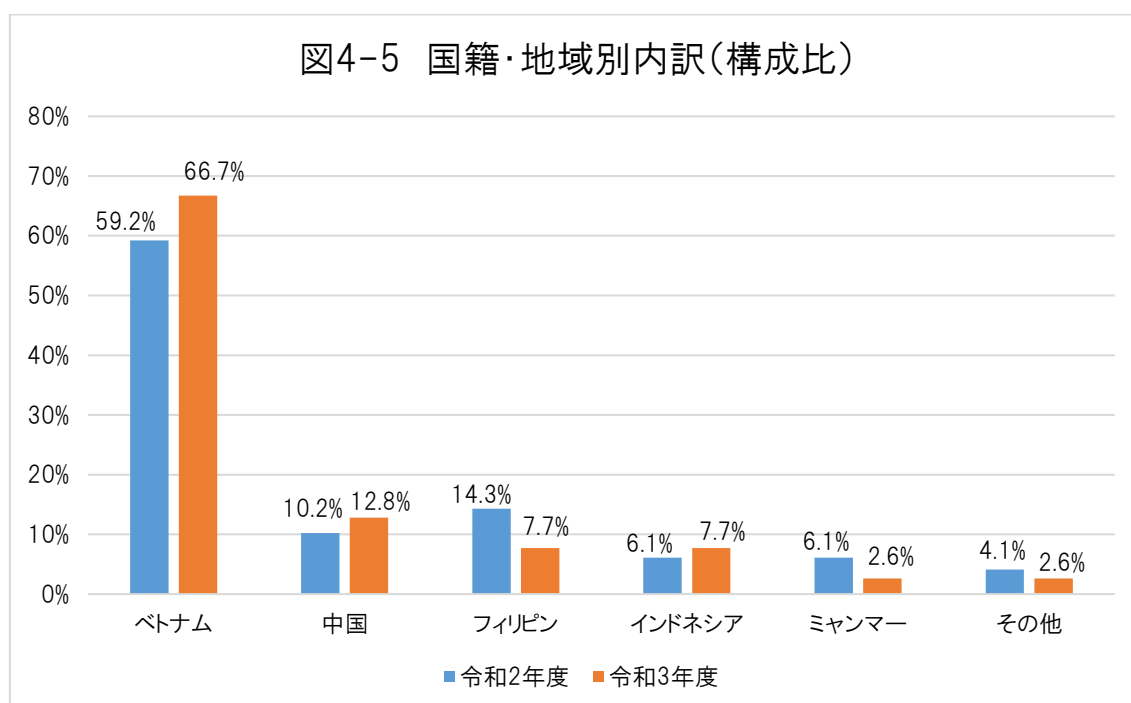


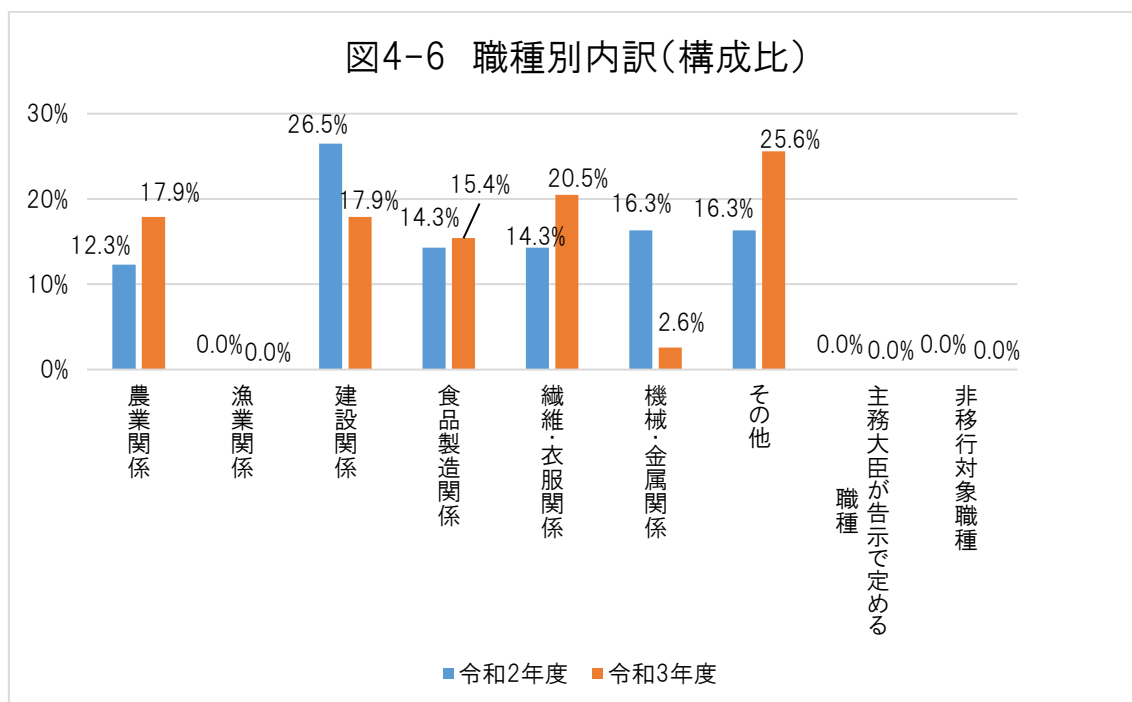
3 実習先変更個別支援受理件数（国籍・地域別内訳、職種別内訳）（4-6）【図 4-5】【図 4-6】

令和 3 年度の実習先変更個別支援受理件数は 39 件（49 件）である。

国籍・地域別にみると、ベトナムが最も多く 26 件（29 件）で 66.7%（59.2%）、次いで中国の 5 件（5 件）で 12.8%（10.2%）、フィリピンの 3 件（7 件）とインドネシアの 3 件（3 件）で 7.7%となっている。

また、職種別にみると、繊維・衣服関係が 8 件（7 件）で 20.5%（14.3%）、農業関係が 7 件（6 件、12.3%）と建設関係が 7 件（13 件、26.5%）で 17.9%、その他が 10 件（8 件）で 25.6%（16.3%）となっている。





第5 国際関係 (5-1)

1 二国間取決め締結状況と送出機関の認定状況

技能実習生の送出しについては、送出国政府の推薦を受けた送出機関から受け入れることとされている。この点、送出国政府との間において二国間取決めがなされている場合には、送出国政府が送出機関の認定を行っている。

同取決めの締結国は令和4年3月末時点で14か国（14か国）となっている。また、送出機関数については同時点で1,731機関（1,581機関）となっている。

第6 実地検査 (6-1) (6-2) (6-3) 【図6-1】～【図6-4】

外国人技能実習機構が、令和3年4月から令和4年3月までの間に実地検査を行った実習実施者及び監理団体の数は28,267（20,671）である。

このうち、技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数は10,339（7,847）（違反割合36.6%（38.0%））であり、違反件数は17,234件（13,053件）である。

主な違反の内容は、

- ・ 実習実施者については、「実習内容等が計画と相違」（3,968件（2,383件））、「届出・報告等が不適切」（2,614件（1,374件））
- ・ 監理団体については、「実習実施者の監理・指導が不適切」（1,566件（825件））、「帳簿書類の作成・備付け、届出等が不適切」（805件（835件））である。

実地検査で技能実習法違反が認められたものについては、改善に向けた指導を行うとともに、改善状況を確認している。

また、特に悪質な事案については、法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による行政処分等（実習実施者については改善命令や認定計画取消し、監理団体については改善命令や許可取消し等）の対象となる。

実習実施者 24,105 (17,308)

監理団体 4,162 (3,363)

計 28,267 (20,671)

技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数

実習実施者 8,283 (6,445) (違反割合 34.4% (37.2%))

監理団体 2,056 (1,402) (違反割合 49.4% (41.7%))

計 10,339 (7,847) (違反割合 36.6% (38.0%))

実習実施者及び監理団体において確認された違反の件数（違反条文数）

実習実施者 13,577 (10,361)

監理団体 3,657 (2,692)

計 17,234 (13,053)

(注) 一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

【参考：令和３年度に実施した行政処分等の状況】

◎実習実施者：認定計画取消し 177 者 2,080 件、改善命令 6 者

◎監理団体：許可取消し 13 団体、改善命令 10 団体

図6-1 実地検査を実施した実習実施者数及び違反率

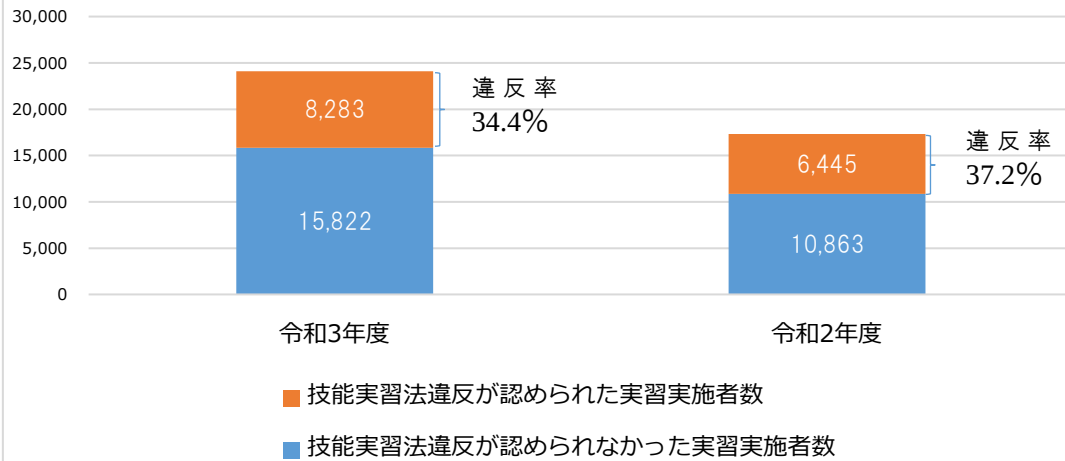


図6-2 実地検査を実施した監理団体数及び違反率

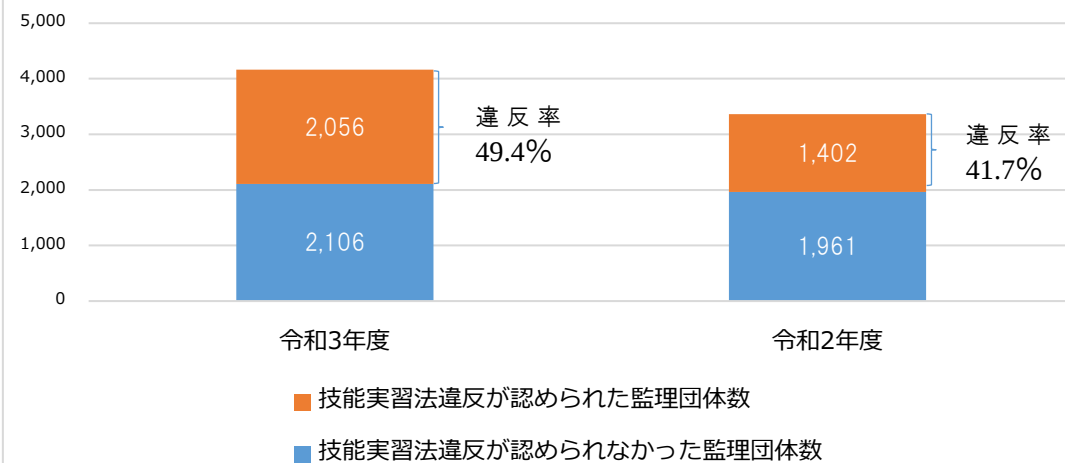


図6-3 違反状況(実習実施者)

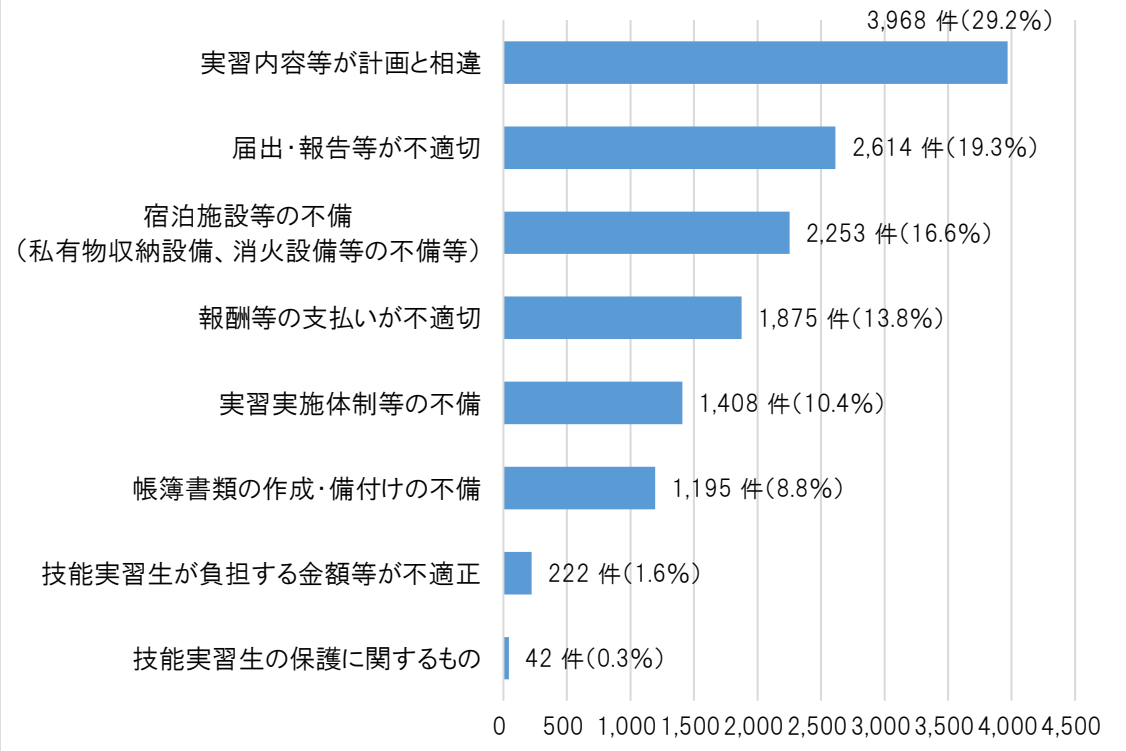
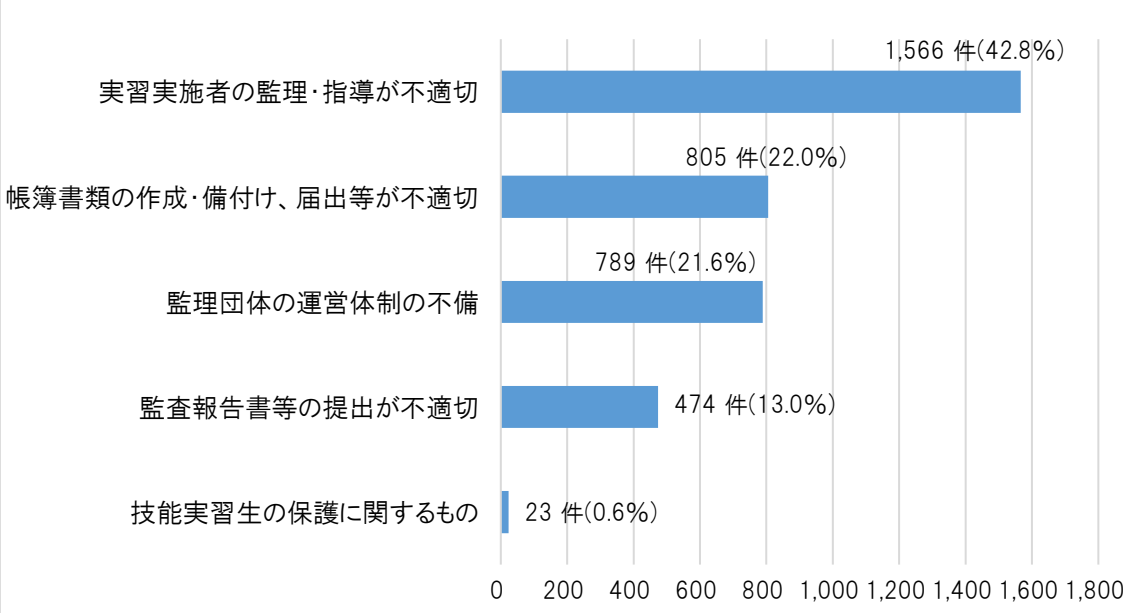


図6-4 違反状況(監理団体)



※ 図6-3、図6-4の()内は、違反件数全体に占める割合である。